令和８年度　第1回　見附市国民健康保険運営協議会　会議録（要旨）

１．日　　時　　令和８年８月17日（月）午後１時30分開始

２．場　　所　　見附市保健福祉センター2Ｆ　会議室

３．会議録署名委員の指名　１号委員　加藤委員

４．報告事項

① 令和７年度見附市国民健康保険特別会計決算について
② 令和７年度見附市国民健康保険事業　業務報告について
③ 令和８年度税率改正後の本算定調定額について

５．出 席 者

１号委員	小此鬼委員、小川委員、加藤委員、桑原委員
２号委員	山谷委員、山田委員、大原委員
３号委員	田隈委員、立川委員、星野委員
４号委員	渡邉委員、植木委員、坂井委員
	※４号委員は３名ともweb参加
見 附 市	伴内課長、山田課長補佐、早川係長、野崎係長、藤田主事

６．欠 席 者　　髙橋委員（２号委員）、小出委員（３号委員）

７．散会時間　　午後２時20分

８．会議概要　　以下のとおり

立川会長	只今より、令和８年度第１回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 はじめに、健康福祉課長よりご挨拶いただきます。
伴内課長	（あいさつ）
立川会長	ありがとうございました。 本協議会は、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はおりませんでしたのでご報告します。

立川会長	次に、会議成立のご報告をいたします。 本日の会議はご都合により、2 号委員高橋委員、3 号委員の小出委員が欠席されておりますが、国保運営協議会の委員 15 名中、13 名の出席により、半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第 3 条により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 次に、会議録署名委員を指名いたします。 会議録署名委員には、1 号委員の加藤委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
立川会長	それでは、次第 3 の報告事項に入ります。 令和 7 年度見附市国民健康保険事業特別会計決算について事務局の説明を求めます。
早川係長	では、報告事項①「令和 7 年度見附市、国民健康保険事業特別会計決算」について説明いたします。 「資料 1」をご覧ください。 決算につきましては、最初に収支を説明し、続いて歳出、歳入の順に説明いたします。 説明に当たっては、各項の左側に説明用とある番号を用いて説明します。 また、「資料 2　決算の概要」という資料もあわせてご覧ください。 歳入歳出の各項目がどのような内容かにつきましては、「参考 1」の項目説明をご覧ください。 まず、右側の「40 番　形式収支」をご覧ください。 1 億 695 万 5,215 円とありますが、これは「21 番　歳入合計」から「39 番歳出合計」を引いたもので、純粋な「歳入-歳出」で収支均衡を見るものです。この金額が令和 8 年度会計の歳入に繰越金として入る形になります。 収支の考え方として、形式収支の他に、「実質収支」「単年度経常収支」「単年度実質収支」というものもあります。それぞれの説明については、点線囲みの中に記載しております。 「41 番　実質収支」は、9,560 万 9,825 円です。先ほどの形式収支の中には、歳入で県から交付金としてもらった中に、もらいすぎで次年度に返還をする分も含まれています。その次年度に返還する額を差し引いたものが「実質収支」となります。なお、もらいすぎて返還する額が確定していませんので、今の時点での見込み額になります。 「42 番　単年度経常収支・単年度実質収支」ですが、法定外繰入のない見附市では、この二つは同じ金額になります。 単年度経常収支は、前年度からの繰越金などを含まないで、純粋にその

	年単年度での収支はどうだったか、というものです。「41番　実質収支」から、歳入「19番　繰越金」を引き、歳出の「37番　基金積立金」を足し、「38番　諸支出金」のうち普通交付金等の過年度返還分を足したものが「単年度経常収支」となります。令和7年度の単年度経常収支・単年度実質収支は9,123万9,296円となります。 単年度経常収支が黒字となり、令和7年度の健全な運営ができたのではないかと考えています。 続いて、個別の事項について説明します。 まず、歳出からご説明します。資料右側をご覧ください。 「22番　総務費」ですが、主に職員の人件費や事務費に充てる費用で、一昨年、令和6年度に年度途中の職員退職が多かった関係などで、前年度から11.5%の増となっています。 「23番　保険給付費」は、前年度から1.0%の増となりました。内訳を見ると、「27番　被保険者等高額療養費」が4.4%増加し、3億3,762万4,586円となりました。 報告事項②の業務報告でも説明いたしますが、医療の高度化に伴う高精度な検査、効果の高い治療法や新薬が保険適用されており、高額な治療が長期にわたり行われることが増加の要因であると考えられます。 「30番　出産育児一時金」は、申請件数が令和6年度の7件から6件に減少し、前年度から14.3%減の300万1,260円となりました。 「32番　移送費」は、入院中の被保険者を別施設に移送するために、同行が必要とされた医師及び看護師の交通にかかった費用となります。 「33番　国保事業費納付金」は、県から提示される納付金額で、各市町村の人数、所得、医療費指数などにより、県が額を決定するものです。保険税収入や基盤安定繰入金などを財源にして支出します。被保険者数の減に対応する形で、前年度から3.7%減の7億2,793万1,766円となっています。 「34番　保険事業費」は、主に特定健診、特定保健指導に要する費用や、人間ドックの受診料助成のための費用です。 「36番　保険事業」は、人間ドック受診者数が令和6年度の233人から260人に増加したことにより、前年度から6.5%増の1,947万584円となり

	ました。なお、ヘルスアップ事業については、歳入 14 番の特別調整交付金として国の補助を受けています。 「37 番　基金積立金」ですが、昨年度は、基金を 1 億 1,000 万円、基金運用収益の 131 万 8,000 円を積み立てています。基金残高の推移については、右上に「参考 2」と書かれた資料「国民健康保険事業財政調整基金残高の推移」をご覧ください。現在、約 4 億 6,200 万円が基金に積まれています。 「38 番　諸支出金」は、先ほど収支のところで説明しましたように、前年度、普通交付金などをもらいすぎていた額を返還した分などになります。 以上、歳出の合計は前年度比 3.3%増の 34 億 2,145 万 3,397 円となりました。 続いて、歳入の説明に移ります。資料左側をご覧ください。 「1 番　国保税」は、令和 7 年度は税率を据え置きました。現年度分については、前年度と徴収率に大きな差はありませんが、被保険者の所得増に伴い所得割が増加したため、医療分、支援分、介護分とも増加しました。滞繰分は収納率 47.91%と、前年度より 5.04 ポイント上昇しましたが、歳入の額は前年度に及ばす、医療分、支援分、介護分も前年度より減少しましたが、国保税の総額としては前年度比 5.6%増の 5 億 9,194 万 544 円となっています。 「8 番　国庫支出金」ですが、「10 番　国民健康保険制度関係業務事業費補助金」として、子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収開始に伴い行ったシステム改修費、制度周知用リーフレットを医療費通知に同封するためのリーフレット購入費、封入委託料に対する補助として国から交付された金額です。 「11 番　県支出金」のうち、「12 番　普通交付金」は、歳出 24 番から 31 番の療養諸費、葬祭費の支給に要した費用を補う形で県からもらえる金額です。 「13 番　保険者努力支援」は、保険事業の取り組みや保険税の収納率など様々な評価項目により採点され、インセンティブにより、点数に応じた交付金がもらえるものになっています。

	令和7年度は、特定健診、特定保健指導の総合的な実施率、歯科検診受診率の項目で得点を伸ばせず県内暫定 4 位となり、前年度比 18.9%減の1,692 万 7,000 円となっています。 「14 番　特別調整交付金」は、「13 番　保険者努力支援」以外の国が示した取り組みに対し支出した費用に対する補助であり、歳出「36 番　ヘルスアップ事業」の費用に対する補助金も含まれます。昨年度は、高額医療費負担金基準額引き上げによる市負担の激変緩和、歳出「35 番　ヘルスアップ事業」に対する交付額の増加により、前年度比 30.9%増の 1,315 万4,000 円となっています。 「15 番　県繰入 2 号」には、県に入った国庫支出金を、県内各市町村にその取り組みなどに応じて配分するものです。 「16 番　特定健康診査等負担金」は、国保の被保険者の特定健診に係る費用について、県から補助されるものになります。 「17 番　基金繰入金」は国保会計が歳入不足の際に、基金から国保会計に繰り入れるものです。予算には計上していましたが、実際には繰入しなかったので 0 円になっています。 「18 番　一般会計繰入金」は、安定した国保運営を図るため、人件費や事務に係る費用、保険税軽減に伴う基盤安定繰入金などを市の一般会計から繰り入れるものです。前年度比で 2.3%減の 2 億 9,805 万 9,524 円となっています。 「19 番　繰越金」は令和 6 年度決算における形式収支額が令和 7 年度会計に繰り越されたものになります。 以上、歳入の合計は前年度比 2.6%増の 35 億 2,840 万 8,612 円となりました。 説明は以上でございます。
立川会長	ただいまの説明に対し、ご質問のある方はお願いします。
立川会長	続きまして、②「令和 7 年度　見附市国民健康保険事業　業務報告について」事務局に説明を求めます。
藤田主事	それでは、報告事項②「令和 7 年度の国民健康保険事業・業務報告」について説明いたします。「資料 3」をご覧ください。

	「1番　国保税の収納関係」についてですが、(A) の調定額というのは、税額を決定して皆さんに通知をした金額になります。(B) 収納額はそのうち年度中に実際に納めていただいた金額になります。差引された「収納未済額」というのは、俗に言う「滞納額」ということになります。 「現年分」「滞納分」とありますが、現年分というのはその年度分の保険税ですので、令和7年度分の保険税のことです。滞納分というのは、それ以前の年度の未納額が繰り越されたものです。 令和7年度の収納率は、現年分が97.89%、滞納分が47.91%、全体で94.99%となりました。前年度との比較では、現年分は0.23%の増、滞納分は5.04%増、全体では1.71%の増となり、県内20市中では現年度分が4位、滞納繰越分が1位、総合では2位という高い収納率になりました。 昨年度に引き続き、徴収業務に高いスキルを持つ税務専門員の指導のもと、納税相談の強化、差押え予告の送付、滞納者の財産調査・捜索を徹底し、積極的な滞納処分を実施するなどの取り組みを継続した結果が収納率に繋がっております。 「2番　保険者及び医療費の状況」についてですが、年度平均の国保世帯数、被保険者数は前年度と比較し146世帯の減、被保険者数では289人の減となっています。 続いて、裏面をご確認ください。 医療費の状況ですが、表の右側の太線で囲んである「1人当たり医療費」は「医療費」を年度平均の被保険者数で割ったものです。 折れ線グラフを確認ください。黒の実線が見附市です。令和4年度、5年度と2年連続で少しずつ減少し、国・県の数値を下回っておりましたが、令和6年度は、令和5年度から約3万円増の42万8,664円と、これまでにない大きな上昇となりました。 令和7年度も約2万3,000円増となる45万1,709円となり、昨年度に続き大幅な上昇となりました。 国・県の数字は発表前のため、こちらに記載しておりませんが、県から参考提供された令和6年度の速報値は、44万8,347円と、やはり大きく上昇しているため、この傾向は見附市だけではないものと考えられます。 参考までに、令和7年度の疾病別医療点数の状況を調べたところ、入院外では、被結核性抗酸菌症、白血病、膵臓がんが、入院では白血病、パー

	キンソン、大動脈瘤が急増しており、これらの疾病の1件当たりレセプト点数も顕著に伸びています。 医療の高度化に伴い、高精度な検査、効果の高い治療法や新薬が保険適用されており、高額な治療が長期にわたり行われることで医療費が増加し、1人当たり医療費の増加に繋がっているものと考えられます。 「3番　国保ドックの受診実績」をご覧ください。 見附市国保では、満30歳以上の被保険者を対象に費用額の7割を助成しています。人間ドックは、前年度から27人増加し、260人が受診しました。脳ドックは、前年度から4人増の31人が受診しました。 人間ドック受診者数は、令和5年度から年々増加しており、中でも長岡中央病院、立川病院、日赤病院の3病院における受診者数は87人、全体の約33.5%となり、前年度よりも増加しています。 3病院以外での受診者数はほぼ横ばいのため、現役時代に3病院でドックを受けていた方が退職後も引き続き受診しているものと考えられます。 「4番　特定健診・保健指導の受診率」についてです。 特定健診受診率・特定保健指導実施率の令和7年度分については、12月にならないと確定値が出ないため、速報値になりますが、55.2%ということで、速報値ながら過去最高であった令和5年度の54.7%を上回りました。 これまで受診率向上に向けた取り組みとして、 「インターネットによる申込などの利便性向上」、「土日日程の設定」、 「受診歴や医療状況に合わせた未受診者への個別の受診推奨案内」、 「がん検診も同日に受けられる『セット検診』の拡充」 を行っており、その取組みが受診率向上に繋がったものと考えられます。 特定保健指導実施率の方は、冬から指導がスタートした方などで、まだ指導継続中の方の人数が終了者数に含まれていないため、32.8%と他の年度と比べて低い数字になっておりますが、全員が終了した場合、例年並の実施率となる見込みです。 今後も受診率向上に向けた取り組みを行ってまいります。 説明は以上でございます。
立川会長	ただ今の説明に対し、ご質問のある方はお願いします。
立川会長	続きまして、③「令和8年度税率改正後の本算定調定額について」事務局の説明を求めます。

早川係長	報告事項③「令和８年度税率改正後の本算定調定額比較について」説明いたします。「資料４」をご覧ください。 ２月の運営協議会でご承認いただきました税率改正案につきましては、その後、３月の市議会に提出、可決されました。 改正後の税率により７月に本算定を行い、被保険者世帯に対し納税通知を送付したところですが、本算定時の調定額について、昨年の本算定時のものと比較しながらご説明いたします。 表をご覧ください。 令和７年度と令和８年度の本算定時の税率、課税限度額、調定額、被保険者数、世帯数、調定額を被保険者数で割り返した１人当たり調定額、それから、調定額を世帯数で割り返した、１世帯当たり調定額となっており、表の一番下、「比較」のところでは、.令和８年度から令和７年度を引いた差分と増減率を記載しております。 令和８年度のところをご覧ください。 税率については、医療分の所得割を1.0%引き下げ6.1%、平等割を1,500円引き下げ、１万4,800円とし、今年度から課税を開始した子ども子育て支援納付金分、子ども分と表記しておりますが、こちらが所得割0.27%、均等割1,400円、18歳以上均等割を100円で新しく設定しました。 また、課税限度額については、地方税法施行令の改正に伴い、医療分が１万円引き上げとなり67万円、子ども分が新たに３万円と設定されました。 算定を行った結果、子ども分を除いた調定額の合計は５億7,516万3,100円となり、昨年と比べ2,219万6,000円3.7%の減となりました。 一方で、調定額を被保険者数で割った「1人当たり調定額」は太い囲みにありますように、子ども分を除いた場合は11万4,303円となり、昨年と比べ1,120円の増となりました。 これは、税率を試算した時点で、被保険者の所得増加を見込んで税率の引下げを行ったものの、想定以上に所得が多かったことにより、所得割額が増加したことと、軽減対象となる世帯が減少したことにより、軽減額が減少したことによるものです。 調定額は、今後の被保険者の増減によって変動していきますが、納付金の財源は確保できる見込みです。

	今年の所得状況は現時点で予測できませんが、今後も税部門と連携し、適切な税率を設定できるよう努めてまいります。 説明は以上でございます。
立川会長	ただいまの説明に対し、ご質問のある方はお願いします。
立川会長	それでは、次第3の報告事項は以上といたしまして、事務局の方から、「その他」として、何かありますでしょうか。
早川係長	今日はご出席いただきましてありがとうございました。 1点だけ、データヘルス計画といいまして、検診の結果や諸々のデータに基づいて健康事業を実施していくための計画がございます。令和6年度から第3期がスタートしており、6か年計画ということで、令和11年度までの計画となっておりますが、今年度、令和8年度が中間見直しの年となっており、国保担当と保健師で見直しの作業を開始したところです。 計画を見直した場合、来年度から見直し後の計画により事業を実施する流れになります。第2回協議会で計画の見直し内容について報告させていただき、ご審議いただく予定ですので、その際はよろしくお願いいたします。 事務局の方からは以上です。
立川会長	他に、委員の皆様から何かございますか。
立川会長	他にはないようですので、本日の会議をこれで終了します。 ご苦労様でした。

見附市国民健康保険運営協議会　会長

署名　立川　入子

見附市国民健康保険運営協議会　会議録署名委員

署名　加藤　和恵